

唐の莊園の性質及其の由來に就いて

加 藤 繁

一

唐代の事を書いた書籍をあざると、莊園・莊田などいふ文字がちらほら眼に著く。日本の莊園といふ言葉が此れを借り來つたものであることは、法學博士中田薫氏が明治三十九年國家學會雜誌に發表された「日本莊園の系統」といふ論文にも見えるのであるが、此れには何人も異存はあるまい。

併乍ら唐の莊田・莊園はどんな性質のものであつたか。莊田・莊園などいふ名稱が唐代に至つて著はれた如く、莊田・莊園の實質も唐代に至つて始めて成立つたのであるか。將又斯かる名稱の起る前から既に其の實質が存在したのであるか。若し存在したとすれば、其れは何と呼ばれたであらうか。此等は重要な論點であるに拘はらず、中田博士の論文に於ても十分に考覈されず、又其外の學者も閑却して顧みないやうである。私の小研究が此の問題の解決の上に聊でも補ひになれば、誠に望外の幸である。

二

莊田と云ひ莊園と云ひ莊宅と云ひ、孰れも莊の字がからんで居るが、抑も莊とは何であるか。莊は今日謂ふ所の「別莊」である。唐代に於て公卿や富豪が盛に別莊を營んだのは當時の詩賦文章に隠れもない事實であつて、其の名稱は莊の外、墅、園、別業、山居、山林なども呼ばれたのである。別莊を大別すれば城内に在るものと城外に在るものとの二つになるが、別業、山居、山林等は専ら城外のものを指したのである。先づ城内に在る別莊の例として裴度の午橋莊を擧げる。舊唐書^{卷七百}裴度傳に曰く

又於午橋創別墅。花木萬株。中起涼臺暑館。名曰綠野堂。引甘水貫其中。釀引脈分。映帶左右。度視事之隙。輿詩人白居易劉禹錫酣宴。終日高歌放言。以詩酒自樂。當時名士皆從之遊。

午橋は洛陽の中にある。當時洛陽に貴人の邸宅や別莊の多かつたことは、宋の周格非の洛陽名園記に方唐貞觀開元之間。公卿貴戚。開館列第於東都者。號爲千有餘邸とあるに依つても知られるが、裴度の別莊は其中でも殊に著名なものであつたらしい。右舊唐書には別墅とあるが、白居易の長慶集^{卷十三}には

奉和裴令公新成午樂庄^(庄は莊の略字)綠野堂卽事

と題する律詩があつて、莊の字を用ひて居る。此の別莊は宋代まで引續き存在し、遂に張齊賢^(宋初の人、太宗眞宗の時宰相となる)の手に歸したので、宋史^{卷二百六十五}張齊賢傳には

歸洛。得裴度午橋莊。有池樹松竹之盛。日與親舊觴詠其間。

と出て居る。此等に依つても莊と墅との互名であることは明である。次に城外の別莊を

二つ三つ擧げよう。舊唐書卷百九十王維の條に曰く

晩年長齋。不衣文綵。得宋之問藍田別墅。在輞口。輞水周於舍下。別漲竹洲花塢。與道友裴迪浮舟往來。彈琴賦詩。嘯詠終日。

輞口は陝西藍田縣の西南にある土地で、輞谷又は輞川とも謂ふ。此地は南山から落來つた川が車輞の如く輻湊して居るところから其名を得たのであつて、山水の姿が極めて奇峭幽邃である。原と初唐の詩人宋之問の別墅があつて、後其れが王維の手に歸したのだが、王維は頗る此地の風景を愛し、遂に其の靈筆を揮つて所謂輞川圖を作つた。斯様なわけで、王維の輞川の別墅は甚著名である。舊唐書には此の別墅を別墅と書いたが、朱子の次韻雪後書事の詩(朱子集卷九十九)には、

滿山殘雪對虛堂。想見當年輞口莊。

と云ひ莊と呼んで居る。尙ほ此の別墅は藍田縣に在るところから藍田莊とも呼ばれたのである。次に宋の王讜の唐語林七卷に曰く

平泉莊者在洛城三十里。卉木臺榭甚佳。有虛檻引泉水。縈迴穿鑿。象巴峽洞庭。十二峰九派。迄干海門。有巨魚脇骨一條。二丈五尺。其上刻曰會昌二年海門送到。在東南隅。中莊周圍十餘里。臺榭百餘所。四方奇花異草。與松石靡不置。略下

平泉莊は李德裕の別墅で洛陽の南方に在つた。其の周圍は十餘里とあるが、唐の一里は大略我四町十間許(荻生徂徠の度考に依る)だから、十餘里は我一里半前後と見て宜しからう。さうして其

中には泉水を縦横に引縈らし、臺榭百餘所を設け、奇花異草を植連ねたのであるから、規模の大きき景物の立派さは想像するに餘りある。更に宋の錢易の南部新書辛には

司空圖侍郎、舊隱三峰、天祐末移居中條山王官谷、周廻十餘里、泉石之美、冠于一山、山巖之上、有瀑泉、流注谷中、溉良田數十頃、至今子孫猶存、爲司空之莊耳。

とある。司空圖は唐末の人である。中條山は山西の太行山の支脈で、王官谷は今の虞郷縣の東南に當る土地である。此れも周廻十餘里とあるから中々規模の大きいものであつたらしい。以上三種は孰れも城外の別莊であるが、茲に注意すべきは最後の司空圖の莊に山巖之上有瀑泉、流注谷中、溉良田數十頃、至今子孫猶存、爲司空之莊耳とあることである。此の「別莊」は周圍が十餘里、即ち我が一里半許にも亘るほどの廣さであつて、其の中には泉石竹樹亭榭等娛樂の爲に設けられたもの、外別に數十頃の良田があつたのである。唐の一頃即ち百畝は我五町五反五畝餘であるから、所謂數十頃を假りに三十頃と見ても百六十六町餘である。此の田畑は勿論多くの小作人に依つて耕作され、年々數百石の租米が收められたのである。司空圖の子孫は此の別莊に住居し、此の租米に依つて豊に生活することが出来たのである。即ち王官谷の莊は單なる娛樂の場所ではなく、大に經濟的の意味のあつたことを認めねばならぬ。此れに引合はせて考へられるのは朝川莊の事である。此の莊の舊主人たる宋之問の藍田山莊の詩には

官遊非吏隱、心事好幽偏、
考室先依地、爲農且用天、
朝川朝伐木、藍水暮澆田、
獨與秦山老、相勸

とあり、又王維の輞川別業の詩にも

不到東山向一年。歸來纔及種春田。雨中草色綠堪染。水上桃花紅欲然。下

とある。輞川の莊には司空圖の莊のやうに數十頃の田地は無かつたかも知れないが併し少くとも數頃の田園があつて生計に事缺かぬだけの収入は擧つたことゝ察せられる。

題崔處士山居

許 渾

坐窮古今掩書堂。二頃湖田一半荒。下

送李處士弋陽山居

權 德 輿

覽來城市意何如。卻憶葛陽溪上居。不憚薄田輸井稅。自將佳句著州閭。下

香爐峯下新卜山居草堂初成偶題東壁

白 居 易

長松短下小谿頭。斑鹿胎巾白布裘。藥圃茶園爲產業。野麋林鶴是交遊。下

題鞏縣南李處士別業

岑 參

先生近南郭。茅屋臨東川。桑葉隱村戶。蘆花映釣船。有時著書暇。盡日牕中眠。且喜閭井近。灌田

同一泉

送李明府歸別業

于 鵠

寄家丹水邊。歸去種春田。白髮無知己。空山又一年。

東臯別業

耿 漳

唐の莊園の性質及其の由來に就いて

東○京○占○薄○田○耕○種○過○餘○年○護○藥○枝○山○刺○澆○蔬○引○竹○泉○晚○雷○期○稔○歲○重○霧○報○晴○天○若○問○幽○人○意○思○齊
沮○溺○賢○(以上總べて唐詩類苑卷一六
五卷一六七卷一六八に據る)

此等の詩を見ても、當時山居別業など呼ばれたものの中には、穀田茶園菜圃など利殖の爲の土地を包含して居るものの少くなかつたことは知られる。又舊唐書卷八十五上王方翼傳には次の記事がある。

方翼父仁表、貞觀中爲岐州刺史、仁表妻李氏爲主所斥、居於鳳泉別業、時方翼尙幼、乃與傭保齊力勤作、苦心計功、不虛棄數年、闢田數十頃、修飾館宇、列植竹木、遂爲富室、

王方翼は高宗時代の人である。其の鳳泉の別業は土地が広いだけで、まだ別莊としての設備も整はず、又開墾も行はれて居なかつたのを、方翼が發憤勵精の結果數十頃の良田も出來、館宇竹樹の美も備はつたのである。又同書卷百八十七下忠義傳李愷の條にも

愷墾於產業、伊川晉陝水陸上田、脩竹茂樹、自城及關口、別業相望、與吏部侍郎李彭年、皆有地
癖(新唐書には別業相望の
代りに峙墅彌望とある)

と見える。李愷は玄宗時代の人、伊川は今の河南省嵩伊陽二縣の地である。是れ又唐代の富人が娛樂と收益とを目的として別業なるものを設け、土地の兼并が別業別墅などいふ名目の下に行はれたことを窺ふべき一資料である。元來業又は産業とは之に依つて生を營むべき不動産を謂ふので、別業とは本宅以外——随つて大抵城外に在る所の——斯種の不動産に外ならないのである。即ち別業といふ文字本來の意義から言へば、花木亭榭など娛

樂の設備よりは年々収益の擧がる田畑の方が反つて其の主體であるべき筈である。顧ふに當時大官や富豪の城外の別荘は單なる娛樂の機關ではなく其の一部分或は大部分は水田陸田等生産的土地から成立つ場合が多かつたのであらう。さればこそ本來田園を意味すべき別業の文字が莊墾などと同様別莊の意に用ひられるやうになつたであらう。要するに唐代の別莊——特に城外の別莊には廣大な耕地を包含したものの多かつたことを認めねばならぬ。李德裕の平泉莊などには耕地に就いての傳へはないけれども既に周圍十餘里の大地面である以上は、其中に生を養ひ死を送るに困しまないだけの収入の資源は存在したのであらうと察せられる。

三

莊の何物であるかは前節に説いたから、次には莊田田莊莊園莊宅等莊の字を含んだ熟字の意義を考へよう。舊唐書卷七十八于志寧傳には

顯慶元年遷太子太傅嘗與右僕射張行成中書令高季輔俱蒙賜地志寧奏曰臣居關右代襲箕裘周魏以來基址不墜行成等新營莊宅尙少田園於臣有餘乞申私讓帝嘉其意乃分賜行成及季輔

と云ひ莊宅と田園とを二つのものとして居る。又同書卷百二十八段秀實傳には

諡曰忠烈宜付史官仍賜資封五百戶莊宅各一區

と云ひ、莊と宅とを區別して居る。此れに由つて觀れば、莊と宅と田園とはそれ／＼別の物である。随つて莊・田・莊・莊園などいふのは、莊と田園との二つを意味するやうに受取られる。併乍ら實際の用例に就いて調べて見ると、必しもさうではない。先づ莊・田又は田・莊といふ言葉から述べよう。舊唐書^{卷九十九}張嘉貞傳に

嘉貞雖久歷清要。然不立田園。及在定州。所親有勸植田業者。嘉貞曰。吾忝歷官榮。曾任國相。未死之際。豈憂飢餓。若負譴責。難富田莊。何用。比見朝士。廣占良田。及身歿後。皆爲無賴子弟。作酒色之資。甚無謂也。聞者皆歎伏。

とある。此の田・莊も田園・田業と同様、主として耕地を意味するものと見てよい。唐會要^{卷八}に引かれた大中六年三月の勅

先賜鄭光鄆縣及雲陽縣莊各一所。府縣所有兩稅及差科色役。竝特宜放者。中書門下奏伏以鄭光是陛下元舅。寵待固合異等。然而據地出稅。天下皆同。隨戶雜徭。久已成例。將務致治。實爲本根。近日陛下屢發德音。欲使中外盡一。凡在士庶。無不仰戴聖慈。今獨忽免鄭光莊田。則似稍乘前意。^下略

の莊及莊田も單に田土其物を指しただけのやうである。唐の李冗の獨異志^{卷下}には

唐崔群爲相。清名甚重。元和中。自中書舍人知貢舉。既罷。夫人李氏因暇日。常勸其樹莊田。以爲子孫之計。笑答曰。余有三十所美莊。良田遍天下。夫人復何憂。夫人曰。不聞君有此業。群曰。吾前歲放春榜三十人。豈非美田耶。夫人曰。若然者。君非陸相門生乎。然君往年掌文柄。使人約其子。

簡禮不令就春闈之試。如以爲良田。則陸氏一莊荒矣。群慙而退。累日不食。

とある。此れは貢舉に及第させ門下生を作ることと莊田を置くに譬へたのであるが、其の所謂莊田及莊は田土の謂に外ならぬ。冊府元龜卷四百九十五に引かれた天寶十一載十一月乙丑の詔には

如聞王公百官及富豪之家。比置莊田。恣行吞併。莫懼章程。借荒者皆有熟田。因之侵奪。置牧者唯指山谷。不限多少。爰及口分違業。違法買賣。或改籍書。或云典貼。致令百姓無處安置。乃別停客戶。使其佃食。既奪居人之業。實生浮惰之端。遠近皆然。因循亦久。不有釐革。爲弊慮深。其王公百官動蔭等家。應置莊田。不得踰令式。略

とあるが、此の莊田は耕地牧地等廣く土地を指したものと見なければならぬ。此等の例に依れば、中唐以後、莊田の二字が王公以下の所有する廣大な土地を意味し、必しも別莊としての設備、言換へれば林泉亭榭等の有り無しを問はなかつたことが認められる。蓋莊田といふ文字其物から考へ、又前に掲げた于志寧傳の文などを参照すれば、此の二字は本來莊と田との二つを意味したと察せられるが、前節にも述べた如く、當時の所謂莊には廣大な田園を挾んだものが澤山あつたのであるから、其の結果、莊も田も事實上同様なことが多かつたであらう。さうして其れが一轉して遂に林泉亭榭の有り無しを問はず、廣く田土産業を呼んで莊田と云ひ又莊と謂ふやうになつたのであらう。

次に莊園の園は田園の園である。園は原と果蔬蔬菜を栽培する土地を謂ふのであるが、

此の場合には左様な立入つた意味でなく、唯耕地のことに過ぎない。但し園には今一つ意味がある。李白の春夜宴桃李園序に見える桃李園の如く、園林園圍即ち別莊風の土地を意味することもあるが、莊園の園は此の意味ではなく、田園即ち耕地の意味に解すべきことは、莊田の場合から推しても明瞭である。さうして莊園の二字は本來莊と田園とを指したであらうが、後專耕地の意味となつたことは、莊田と同様であつたやうである。南部新書に

崔群中略元和十年典貢放三十人中略時群夫人李氏謂之曰君子弟成長合置莊園乎對曰今年已置三十所矣下略

とあるの莊園並に唐會要卷十三元和十四年の勅に

如聞諸道州府長吏或有本任得替後遂於營處買百姓莊園舍宅或因替代情弊便破定正額兩稅不出差科今後有此色并勒依元額爲定

とあるの莊園は孰れも耕地と解釋すべきものである。特に南部新書の文は前に掲げた獨異志と同じ事柄を記述したもので、彼れに莊田とあるのが此れには莊園と見え、此の二語が同じく耕地を意味したことが善く窺はれるのである。

莊宅といふことも必しも莊と宅との二つとは限らない。宋の張洎の賓氏譚餘には前節に引いた司空圖の莊の事が載つて居て、其文は南部新書の其れと大體同様であるが、唯其の末の一句が

至今爲司空氏之莊宅子孫猶在。

となつて居る。即ち新書に莊とあるのが、此處には莊宅となつて、莊宅の二字が莊と同義に用ひられて居る。斯かる用例は寶氏譚餘に見えるばかりで、唐代の書には見えないけれども、恐らくは唐代から行はれた事であらう。蓋初莊と宅と兩つなから設けたとしても年老いて致仕した時などには、本宅を賣拂つて別莊に退隱するやうなこともあり、随つて莊即ち宅といふやうな場合も出来、遂に莊宅の二字が專莊を意味するやうにもなつたのであらう。

偕て莊莊田莊園など呼ばれた耕地は、何者に依つて耕作されたであらうか。當時富貴の家は數多の奴婢を畜へたのであるから、奴婢をして此等の地所を耕作せしめることも多かつたであらう。併乍ら其の地面が幾十頃幾百頃若しくは幾千頃の大さに及ぶやうな場合には別に小作人を置くのが普通であつたやうである。さうして其の小作人は佃戸又は客戸莊客寄莊戸など呼ばれた。(此の事は中田博士の論文に詳に考證されて居るから、此處では多く言はぬ。)客戸とは元來原籍を離れて他郷に流寓するものを謂ふのであるが、當時之を收容して小作人に充てることが盛に行はれ、客戸と言へば小作人を意味するやうになつたのである。此等の小作人は莊田の大さに應じて數十人若しくは數百人に及んだのであらうが、左様な場合には其地所の一隅に小部落を爲して住居することも多かつたであらう。其結果として莊莊田などいふものの中には村落の性質を帯びたものものも出来て居たことゝ察せられる。(後世莊を田舎の意に字通にも田舎曰莊と見える。又農民のことを莊戸莊家なども謂ふ。)此等は莊田に小作人の部落が出来てから後に起つた用法であらう。

四

右二三兩節に述べた所に依ると、唐代に於て莊墅別業など呼ばれたものは王公百官富豪などの別莊で、其の中城外に在るものは、大抵花木泉石の外、廣大な田園を含んで居たのである。さうして其の田園を含んで居る場合の多かつた結果、遂には貴人富豪の所有地は別莊としての設備の有り無しを問はず、莊田莊園など、呼ぶやうになつたのである。中田博士は莊を二種類に峻別し、一つを大地主が純然たる經濟上の目的を以て所有する土地とし、一つを娛樂の爲に設けた庭園の類とし、二者の間に密接な關係があつて互に入り混つて居ることを閑却されたが、(國家學會雜誌第二十卷 第一號以下之に同じ)此れは決して徹底した見方ではない。

中田博士は莊田が客戸莊客などいふ小作人に依つて耕作され、此等の小作人は年年一定の租穀を納めたことを冊府元龜唐會要酉陽雜俎等に依つて考證された。私は大體之に賛成する。但し前節の終に一言した如く奴婢を用ひる場合もあつたであらうから、莊なり田なりには必ず此種の小作人があつたとは限るまい。併乍ら博士の説かれたのが多數の場合であつたらうと思はれる。又博士は莊には莊吏といふものがあつて之を管理したことを唐語林に依つて説明された。私も多くの場合左様であつたらうと考へる。又博士は莊田の所有者並に小作人は租稅差役を負擔し(但し小作人は戶稅を負擔するだけで田租は)我日本の莊園の不輸の地であるのとは全く面目を異にすることを説き、其の例證を唐會要や

北夢瑣言から擧げられた。日本の莊園が果して不輸を原則としたかどうかは姑く措き、唐の莊園が假令多少の例外はあり、且つ古來常に土地の兼併に伴つた所の租稅欺隱の弊を免れなかつたとは言へ、兎に角一般田土と同じく賦役を課せられたことは、博士の言の如く明白な事實である。

中田博士は莊田を以て、唐の均田法が漸く破壊の途に就き、土地兼併の結果として大地主が到る處に發生するに伴ひ、漸次發達したる土地制度と説かれた。即ち莊田を以て唐代に發生した特殊の制度と見られたのである。併乍ら私は莊田と云ひ莊といふものゝ中に殆ど特殊の要素を認めない。貴人富豪が土地を兼併する事、奴婢や客戸に其土地を耕作させる事などは唐以前に久しく行はれ來つた事で、少も莊田の特徴とするに足らぬ。又賦役も尋常に課徴せられたのであるから、此點に於ても勿論何の特色もない。博士は天寶十一載の詔(前節に引く)に其王公百官動蔭等家、應置莊田、不得隸令式とあるに對して、莊田の制は令式に規定されたるものに似たり、然れども唐田令の逸文又は通典六典等の記事には一も之に關する規定を見出すこと能はず、或は王公以下百官に給與されたる永業田を指すものに非るか、と疑はれた。併し莊田は特殊の制度でなく、又當時法令上特殊の意味に用ひられた言葉でなく、言はゞ當時世人の慣用した俗語であつて、唯富豪貴人の所有する田園を指したものである。右の詔に見える莊田も田園といふと同様であつて、さうして此の場合其れが永業田に當ることは疑を納れない。唐の均田法なるものは開元天寶以前或程度或範圍に行

はれたに過ぎないので、萬民の土地所有高を均一にしたわけでは断じてなく、兼併の弊は唐の初と雖全く除かれなかつたのである。天寶の亂後、唐の田令が斷爛滅裂に歸してから莊田が大に増加したには相違あるまいが、ざりとて莊田を以て田令破壊に伴つて發生したものと見なければならぬ理由は少しもない。要するに莊田は均田法崩壞の際に起つたものでもなく、又唐の初の出来たものでもなく、其の實質は随分古くから存在したものである。然らば其れは唐以前には何と呼ばれたであらうか。

五

莊が唐代に於て、別莊の意味に用ひられたのは顯著な事實であるが、此の字には原と左様な意はなかつたのである。梁の顧野王の玉篇には莊阻陽切。草名。又盛也。敬也。又六達之道曰莊。と云ふばかりで、別莊の意味あることを掲げない。併乍ら梁の昭明太子の開善寺法會の詩に

栖鳥猶未翔。命駕出山莊。下略○梁昭明集

とあり、簡文帝の應令の詩に

上略臨清波兮望石鏡。瞻鶴嶺兮眺仙莊。下略○梁簡文帝集卷二

とあるに依れば、梁代に莊が別莊といふやうな意味に用ひられたことは明である。蓋莊の字には草の盛な意味があるから、一轉して草木を多く植えた遊息娛樂の場所をも莊と呼ぶ

ことゝなつたのであらう。但し六朝時代には、別荘の莊と呼ばれた例はあまり見當らないので、反つて墅と呼ばれた例が多いやうである。晉書十卷七謝安傳には

安遂命駕出山墅。親朋畢集。方與玄圍碁。睹別墅。

又於土山營墅。樓館林竹甚盛。每携中外子姪往來游集。亦屢費百金。世頗以此譏焉。安殊不以爲意。

など見え、宋書卷十七謝靈運傳には

靈運父祖並葬始寧縣。并有故宅及墅。遂移籍會稽。修營別業。傍山帶江。蓋幽居之美。與隱士王弘之孔淳之等縱放爲娛。有終焉之志。略中作山居之賦。并自注以言其事。

と見える。所謂山居之賦は絢爛を極めた文章で、其の景物の美麗豊富を述べたものであるが其中に

敞南戶以對遠嶺。開東窓以矚近田。田連岡而盈疇。嶺枕水而通阡。阡陌縱橫。塋埒交經。導渠引流。脈散溝并。蔚蔚豐秋。苾苾香稻。送夏蚤秀。迎秋晚成。兼有陵麻。麥粟。菽侯。時規。節遞。載遞。孰供粒食。與漿飲。謝工商與衡牧。生何待於多。資理取足於滿腹。許白曰。偃鼠飲河。不過滿腹。謂人生食足則歡有餘。何待多須邪。工商衡

牧。似多須者。若少私寡欲。充命則足。但非田無以立耳。

とある。即ち靈運の山居に少からぬ水田や陸田があつて、生活の資源となつたことが知られる。尙ほ文選卷二には靈運の過始寧墅と題する一篇がある。更に宋書卷十四孔季恭傳弟靈符の條にも

靈符家本豐。産業甚廣。又於永興立墅。周回三十三里。水陸地二百六十五頃。含帶二山。とある。周回三十三里(徂徠度考に従ひ、宋尺一尺を我西尺七寸六分とすれば三十三里は我三里十八町餘となる)と言へば其大さが思ひ遣られるではないか。又南史卷十二王審傳(審は齊梁間の人)にも

舊墅在鍾山八十餘頃。與諸宅及故舊共佃之。

武帝於鍾山西造大愛敬寺。審舊墅在寺側者。卽王導賜田也。帝遣主書宣旨。就審市之。欲以施寺。答云。此田不賣。若勅取所不敢言。

同書卷六徐勉傳の勉が其子を戒めた言にも

爲家以來。不事資產。暨立墅舍。似乖舊業。

など見へる。以上は六朝時代の別莊が墅と呼ばれ、時としても山居別業などとも呼ばれた例である。梁の沈約の少年新婚の詩には

山陰柳家女。莫言出田墅。丰容好姿顏。便僻工言語。下略○玉蕊新詠卷五

とあるが、此の田墅は單に田土田園の意味で、唐の莊田が耕地を意味する場合と同一轍である。墅は又園とも呼ばれた。墅と園との互名であることは文選卷二に謝靈運の

遊舊園作見顏范二尙書

の一篇があつて、唐の張銑の註に

舊園卽會稽始寧之墅也。

と見え、文選卷二や晉書に墅とあるのを此處では園と云つて居るに依つても知られる。又

晉書卷九十四郭文傳に

王導聞其名遣人迎之不肯就船車荷擔徒行既至導置之西園園中果木成林又有鳥獸麋鹿因以居文焉中略居導園七年未嘗出入

とあり宋書卷十八謝弘微傳に

九年元嘉九年を指す東鄉君薨資敗鉅萬園宅十餘所

とあり同書卷十四楊運長傳に

運長質木廉正治身甚清不事園宅不受餉遺

とあり梁書卷十一劉慧斐傳に

又於山北構園一所號曰離垢園時人乃謂離垢先生

とあり更に漢魏六朝一百三名家集を検すると

夜遊北園梁簡文帝集卷二

遊韋黃門園同上

還園宅奉酬華陽先生沈隱侯集卷二

宿東園同上

北園新成應趙王敎庾開府集卷二

などいふ詩がある。此等の園は墅と同じく別荘を意味するものと見てよい。陳の陳暄の長安道の詩にも

唐の莊園の性質及其の由來に就いて

寵深來借殿功多競買園古樂苑卷十二

とある。此れは勿論漢の長安の事を歌つたものであるが、功多競買園の一句は寧ろ陳暄當時の情形を取つて古に當箝めたと見るのが恐らくば適當であらう。所謂園の中に田畑を包含するものゝあつたことは北史卷五十四斛律金傳の子光の條に

帝(北齊の後主 緯を指す)又以鄴清風園賜提婆租賃之於是官無菜賒買於人負錢三百萬其人訴焉光曰此菜園賜提婆是一家足若不賜提婆便百官足

とあるに依つても察せられる。清風園は其の名から推して遊息娛樂の場所と解釋されるが、其の中には廣大な菜園が存在したものと見える。

抑土地の兼并は周末土地公有制度の崩壞して以來、兩漢より南北朝にかけて常に跡を絶たなかつた現象で、後魏の均田法施行も一つは此の弊害を除く爲であつたけれども、而も遂に能く其の目的を達し得なかつた。此の土地兼并の一つの形式はやがて別莊の設立で、南北朝の墅園などいふものには、唐の莊と同様廣大な地面を占めて、花木泉石の奇を凝らす傍、幾多の水田陸田を包容したものが少くなかつたのである。通典一卷には下の記事が見える。

宋孝武帝大明初羊希爲尙書左丞時西陽王子尙上言山湖之禁雖有舊科人俗相因替而不奉灑山封水保爲家利自頃以來頽弛日甚富強者兼嶺而占貧弱者薪蕪無託至漁採之地亦又如茲斯實害理之深弊請損益舊條更申恒制有司檢壬辰詔書擅占山澤強盜律論賊一貫以下皆棄市希以壬辰之制其禁嚴刻事既難遵理與時弛而占山封水漸染復滋更相因仍便

成先業。一朝頓去。易致怨嗟。今更刊革。立制五條。凡是山澤先恒燠燼。種竹木薪果爲林。仍及陂湖江海魚梁鱸鷺。恒加工修作者。聽不追舊。官品第一第二。聽占山三頃。第三第四品。二頃五十畝云從之。

當時大官等が競うて山澤陂湖の類を占有したことは此文に依つても明瞭であるが、其の山澤陂湖が墾園などの中に取入れられる場合の少くなかつたことは前に引いた孔靈符の事に照らして推測される。

若し夫れ當時貴人富豪の所有する一般の耕地は、單に田と呼び田園と呼ばれたので、其の例は一一枚擧するまでもない。

六

溯つて漢代を觀るに、耕地の兼併は勿論盛に行はれた。さうして、別莊の建設も南北朝ほど盛にはないが、ちらほら行はれたやうである。當時天子遊樂の地は上林苑甘泉苑の如く苑と呼ばれるのが普通であつたが、時としては園とも呼ばれた。諸侯王の場合には、吳王濞の長洲苑の如く苑と呼ぶこともあり、梁の孝王の兔園の如く園と呼ぶこともあつたのだが、諸侯王其他皇親は寧ろ園の名を用ひることが多かつたらしい。漢書十卷六東方朔傳に武帝の伯母館陶長公主が武帝の怒を恐れて其の別莊

長門園（長門は地名、長安の東南に當る）

唐の莊園の性質及其の由來に就いて

を帝に獻じたことが見え、同書卷四十七文三王傳梁孝王の條にも、孝王が兩騎を從へて

長公主園

に匿れ、武帝の怒の解けるのを俟つた事が見える。長公主園は同じく館陶長公主の園であるが、此の公主の園は一つだけではなかつたから、所謂長公主園が長門園を指すかどうかは分らない。又同書卷九十七下外戚傳孝成皇后の條に

廢皇后爲庶人。就其園。是日自殺。

孝哀皇后の條にも

廢爲庶人。就其園。自殺。

とある。此等の園は皆別莊で、當時皇后公主などの爲には大抵別莊の設けがあつたことゝ察せられる。皇親のみならず、富豪も亦園を設け、美觀を極めたものゝあつたことは、三輔黃圖卷四に

茂陵富民袁廣漢、藏鏹百萬、家僮八九百。於北山下築園。東西四里、南北五里、激流水注其中。構石爲山、高十餘丈、連延數里。養白鸚鵡、紫鴛鴦、犂牛、青兕、奇獸珍禽、委積其間。積沙爲洲、嶼、激水爲波濤。致江鷗、海鶴、孕雛、產鵝、延漫林池、奇樹異草、靡不培植。屋皆徘徊、連屬、重閣、修廊、行之移晷、不能偏也。廣漢後有罪、誅、沒入爲官園。鳥獸草木皆移入上林苑中。

とあるに依つて窺ひ知られる。東西四里、南北五里とあるが、漢の一里は我三町三十五間餘である。次に後漢書卷十五竇融傳曾孫憲の條に

憲特宮掖聲勢。(憲は章帝賢、皇后の兄)遂以賤直請奪沁水公主園田。沁水公主、明帝女主逼畏不敢計。後肅宗

(帝章)駕出過園。指以問憲。憲陰喝不得對。後發覺。帝大怒。召憲切責曰。深思前過。奪主田園時。何
用愈。趙高指鹿爲馬。久念使人驚怖云云。

とある。此の文を熟讀すれば沁水公主の園田は園即ち別莊と田との義であり、且つ此の園と田とは相連接したもので、耕地を包含した別莊と見て差支ないものと思はれる。此れから推せば漢代に園と呼ばれたものの中には、此外にも園林と田土とを併せ含んだものがあったであらう。又田園若しくは園田の二字は後世では殆ど耕地の意味のみに用ひられるが、古くは耕地及園林の意味にも用ひられたのである。尙ほ後漢書卷六梁統傳玄孫冀の條に大廣開園。採土筑山十里九坂。以象二隴。深林絕澗。有若自然。奇禽馴獸。飛走其間。略中又多拓林苑。禁同王家。西至弘農。東界滎陽。南極魯陽。北達河淇。包含山藪。遠帶丘荒。周旋封域。殆將千里云云。

とある園園林苑は措辭の都合上雅馴な文字を使つたまで、實際には普通園と呼ばれたであらう。弘農は今の河南靈寶縣の南滎陽は滎澤縣の西南魯陽は魯山縣である。かばかりの大別莊であるからには、其中に田園陂池等收益の源たるものも、澤山に含まれて居たのであらう。要するに土地の兼併も別莊の設置も俱に兩漢時代から存在した現象で、別莊即ち園の中に廣大な耕地を包容したのもあり、土地の兼併が園の名の下に行はれる場合もあつたことと考へられる。

七

漢代に於て富豪や貴人が多くの奴婢を畜へ農耕其他に使役したのは顯著な事實であるが、(前節に引いた三輔黃圖の文に家一節八九百とあるのも其の一例)他郷から流寓したもの即ち客戸を以て小作人とすることも亦既に漢代から有つたことである。漢書六卷元狩六年の詔禁兼井之塗の注に

文穎曰兼井者食祿之家不得治產兼取小民之利商人雖富不得復兼畜田宅作客耕農也。とある。作客の意味は少しく明白を缺くやうだが蓋客戸を置くことを指すのであらう。

此れは文穎(後漢末の人)の注で、勿論漢書の本文ではないが、富人が客戸を農耕に用ひるの風は、文穎の時代に始まつたのでなく、餘程以前から行はれたことであらう。後漢書十卷五六鄭玄傳にも

玄自遊學十餘年乃歸鄉里家貧客耕東萊。

と云ひ、鄭玄が一旦郷里高密に歸つたけれども、家貧なるが爲東萊に赴き客戸となつて農耕に従事したことを傳へて居る。更に晉書卷九十三王恂傳には

魏氏給公卿已下租半客戸數各有差自後小人憚役多樂爲之貴勢之門動有百數。

と云ひ、魏の時公卿以下に客戸を給したことを載せて居る。晉の武帝が限田の制度を立てた時には併せて客戸にも制限を加へ、

官品第一第二者佃客無過五十戶第三品十戶第四品七戶第五品五戶第六品三戶第七品

二戸、第八品、第九品、一戸。晉書食貨志

と定めたが能く行はれなかつたやうである。客戶を小作人とする風習は此後南北朝時代にも行はれたのであるが此處には一一擧げぬ。漢魏六朝時代に貴人富豪の所有した廣大な田園に於て、上述の客戶が耕種の勞に服したことは疑ふまでもない。

八

以上縷説し來つた如く、唐の莊田、莊園などいふものゝ實質は決して唐に始まつたものでなく、溯つて漢代まで跡づけることの出来るものである。莊は本來別莊で、或は墅園別業などゝも呼ばれ、花木水竹の類を配置した娛樂遊息の場所であるが、外に生活の資源たる田畑をも包含することが多かつた。そこで原と莊と田園即ち耕地とを意味した莊田、莊園の二字と莊の一字と事實上同様な場合が多く、遂に一轉して莊田、莊園いづれも單に耕地――貴人富豪の所有する大地面を意味するやうにもなつた。別莊を莊と呼ぶことは梁代から現はれて居るが、此の言葉の盛に行はれたのは唐代である。莊田、莊園の語も必しも唐代に至つて始めて出來たのではあるまいが、まだ唐以前の書に之を見出すことが出來ない。さうして其の盛に用ひられたのは勿論唐代である。唐以前に於ては別莊は主として墅又は園と呼ばれ、中には宋の謝靈運の始寧墅の如く廣大な水陸田を包容し、唐代の莊又は莊田、莊園と全く同一轍のものもあつた。漢代の別莊は概ね園と呼ばれ、間々後世の墅や莊と同

様耕地を挾んだものもあつたやうである。別莊に附屬すると否とを問はず總べて貴人富豪の所有する大耕地は、小作の場合には多くは客戸を用ひ、自作の場合には奴婢を用ひたことは漢より唐に至るまで大體同様である。要するに唐の莊田莊園は其名こそ唐に至つて始めて著はれたれ、實質は漢以來引續き存在したのである。深く細目に立入つて見れば多少の差異あるも測り難いが、大體から言へば古來普通の現象であつて、決して唐代特發の制度と見做すべきものではない。唯別莊を設けるといふことが漢代から存したとは言へ、猶ほあまり廣くは行はれなかつたらしいが、其後漸次盛になり、唐代に至つては非常な勢で權門勢家の間に流行し、さうして其れが土地兼併の焰に油を濺ぐことゝなつたことは認められるのである。

(完)